幼児教育・保育の無償化
【新制度未移行幼稚園在園者】

○ 無償化対象となる費用

- 満３歳から５歳（小学校就学前）までの子どもの利用料（授業料）のうち月額25,700円まで

- 保育の必要性の認定を受けた方の預かり保育の利用料
  ※月額11,300円まで無償。
  利用日数に応じて月額の上限額は変動
  （450円×利用日数）

＜算定のイメージ＞

利用料	利用日数	上限額（450円×日数）	無償化対象	実質負担額
5,500円	20日	9,000円	5,500円	0円
7,000円	15日	6,750円	6,750円	250円

○ 無償化の対象とならない費用

- 教材費、通園送迎費、食材料費、行事費等

○ 手続き

【①預かり保育を利用しない方】

- 「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）」を在園施設へご提出ください。

【②預かり保育を利用する方】

- 「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）」及び「保育を必要とする証明書」を在園施設へご提出ください。

※用紙類は①、②ともに在園施設、子ども課にあります。

（お問合せ）
岡谷市役所健康福祉部子ども課保育担当
TEL：０２６６－２３－４８１１（内線1261、1262）
FAX：０２６６－２４－２７５５